

当直説明会レジュメ（身柄関係事務）

第1 はじめに

- 1 当直員間の互助（役割分担）が不可欠
- 2 必ず作業マニュアルを参照
- 3 直ちに報告、連絡、相談（問い合わせ先一覧表）
 - (1) 簡裁事件：被疑者⇒“令状”，“勾留”，“勾留取消”など
 - (2) 地裁事件：被告人⇒“保釈”，“準抗告”，“勾留執行停止”など
 - (3) 過誤事案：管理職⇒地裁庶務課長
- 4 郵便封筒の表記に注意

第2 令状請求に関する事務

- 1 事務処理の在り方（令状事務関係ファイル）
 - (1) 当直令状事務マニュアル（平成29年3月版）
 - (2) 令状事務処理の手引（四訂版）
 - (3) 逮捕状請求権者
 - (4) その他
- 2 点検事務の在り方
 - (1) 点検ツール
 - ア 令状事務処理の手引（四訂版）
 - イ チェック票及びその別紙（説明書）
 - (2) 点検のポイント
 - ア 令状請求書
 - イ 令状

ウ 点検

平成29年2月27日付事務連絡に基づいて点検

(平成28年3月11日付高裁首席事務連絡参照)

- ① 被疑者の人定事項の点検
- ② 逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検
- ③ 令状完成後の点検

第3 勾留請求に関する事務

1 事務処理の在り方 (勾留事務関係ファイル)

- (1) 勾留事務マニュアル
- (2) K E I T A S 操作マニュアル
- (3) 領事館通報関係

2 主に日直職員が処理

“宿直職員の互助”と“適切な引継”

第4 弁護人選任に関する事務

1 事務処理の在り方 (弁護人選任事務関係ファイル)

2 “被疑者国選弁護人”と“私選弁護人”

3 要注意!!

- (1) ファクシミリ送信先
- (2) 事務停滞
- (3) 被疑者国選弁護人選任記録の引継
- (4) 処理する庁に注意

第5 参考

- 1 「接見等禁止決定のお知らせ」文書同封の廃止
- 2 一般令状、勾留状の印押捺廃止
- 3 勾留前援助制度を利用した被疑者国選弁護人
- 4 被疑者国選弁護人の事前請求の見直し
- 5 覚せい剤取締法の改正に伴う罪名表記の変更（覚醒剤取締法）
- 6 被疑者国選弁護人選任等事件記録（表紙）及び国選弁護人候補者指名通知依頼の改訂
- 7 宿直時における被疑者国選弁護人選任の事後請求の処理
- 8 接見禁止決定證本の作成時期
原本決裁後作成 職印を勾留質問室へ持ち込み
- 9 新型コロナウイルス感染症拡大の防止について
 - (1) 感染が疑われる被疑者に関する情報があれば、地裁庶務課長、刑事訟廷管理官又は簡裁庶務課長に連絡
 - (2) マスク、消毒液・・裁判官、書記官、通訳人用は当直室、被疑者用は勾留質問室書記官席の引き出し内
 - (3) 勾留質問手続の実施手順、必要備品等
- 10 特別法違反の令状等の罪名にかかる条文の不記載